

低所得世帯支援給付金 (拡大分) のお知らせ

越生町では、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり7万円を支給します。

対象世帯

- ①令和5年12月1日現在、越生町に住所がある方で、令和5年度住民税均等割が非課税の世帯（住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成されている世帯を除く）
- ②令和5年1月以降の家計急変世帯
- ※予期せず令和5年1月以降の収入が減少し、同一世帯に属する方全員が①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

注意 所得があるにもかかわらず未申告の場合や、他の自治体から同様の給付金を受給されている場合等は支給対象となりません。

給付金の額

1世帯あたり7万円

申請方法

- ①の世帯については、**2月上旬**に「支給案内通知」または「確認書」を送付しています。「確認書」が届いた方で、まだ提出していない方は、内容を確認し必要事項を記入のうえ提出してください。
- ②の世帯については、申請が必要です。申請書は健康福祉課窓口にて配布及び町ホームページに掲載しています。

確認書・申請書提出期限

3月15日（金）

※非課税世帯にもかかわらず通知が届かない場合や、家計急変世帯に該当するかどうか分からない場合等ご不明な点は、お問い合わせください。

☎健康福祉課 福祉担当 ☎内線112・113

ゲートキーパー研修のお知らせ

ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

3月は環境や人間関係の変化などから、自殺者が多い傾向にあります。この機会に、ご自分や身近な方のこころの健康に目を向けてみましょう。

【日 時】3月28日（木）午後1時30分～3時

【場 所】中央公民館 集会室

【講 師】菊池臨床心理オフィス 臨床心理士 菊池礼子先生

【持ち物】筆記用具、マイレージカード

【申込み】保健センターにお電話ください。

※12月7日に実施した講座と同内容となる予定です。

※3月は「自殺対策強化月間」です。

つらい気持ちは一人で抱えずに、誰かに相談しましょう。厚生労働省のサイト「まもろうよこころ」では、SNSを含む、相談窓口が分かりやすくまとめられています。

☎越生町健康センター ☎049-292-5505

まもろうよこころ 検索



こころの健康チェック

- 食欲減退または過食
- 不眠または過眠
- 気力の減退または疲労感
- 集中力の低下
- 将来に対して悲観的
- 死を考えることが増えた
- そわそわ落ち着かない
- イライラ怒りっぽい
- 外出できない
- メディアに過度に敏感

このような状態が2週間以上続いている場合はこころが疲れているかもしれません。ひとりで悩まずに相談しましょう。

令和6年4月1日『改正障害者差別解消法』が施行されます

障害者差別解消法は、国や市町村の行政機関や、会社やお店などの民間事業者での「障がいによる理由とする差別」をなくし、すべての人が障がいのあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくるための法律です。

○「合理的配慮の提供」が義務化されます

障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から、事業者による障がいのある方への「合理的配慮の提供」が義務化されます。

法改正等についての詳しい情報は、内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」でも見ることができます。

改正後

	行政機関など	民間事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒義務



▲内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」

○「合理的配慮の提供」とは？

障がいのある方から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を必要とする意思表示があったときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。「合理的配慮の提供」に当たっては、障がいのある方と事業者などが話し合い、お互いに理解し合いながら共に対応案を検討することが重要です。

※合理的配慮の例

- ・聴覚障がいのある人に筆談など、音声とは別の方法で説明する。
- ・視覚障がいのある人に書類の内容を読み上げて説明する。など

○ヘルプマークをご存じですか？

ヘルプマークは、外見では健康に見えていても、義足や人工関節を使用している、内部障がいがある、妊娠初期であるなど、援助や配慮が必要な方に配布しています。ヘルプマークを付けている方を見かけたら、優先席の利用、駅などでの声かけ、災害時の避難の支援などの配慮をお願いします。

●配布場所：健康福祉課福祉担当（配布時に簡単な聞き取りがあります）

☎健康福祉課 福祉担当 ☎内線112・113



▲ヘルプマーク

補聴器で健康寿命を延ばそう！

補聴器のプロ 認定技能者 在勤

イチカワ

坂戸市日の出町 9-20

☎281-0107

検索 イチカワ 補聴器



広告